

## 足袋フィッター養成講座を開催します

足袋は履く人の足の長さや幅、そのバランスによって合う形が異なります。足袋の歴史や形を学び、検定試験に合格することで足袋フィッターとして認定され、足袋を履く機会のある方、足袋を履いてみたい方に、より足にあった足袋を紹介できるようになります。

- ▶ **期日**  
①7月24日(水)、②7月30日(火)、③7月31日(水)、④8月6日(火)、⑤8月7日(水)
- ▶ **時間** 午後6時
- ▶ **場所** ①商工センター 403 研修室  
②～⑤きねや足袋株式会社(佐間1—28—49)
- ▶ **内容** ②工場見学、⑤検定試験、それ以外は講義
- ▶ **対象** 行田足袋の普及啓発に関心のある方、足袋フィッターとして活動できる方
- ▶ **募集人数** 30人(先着順)
- ▶ **参加費** 無料
- ▶ **その他** 原則として全5回ご参加いただきます。日程途中での参加・欠席はご相談ください。
- ▶ **応募方法** 7月17日(水)(必着)までに住所、氏名、電話番号、「足袋フィッター養成講座受講希望」を明記した書類(様式自由)を持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法により提出してください。  
【持参・郵送】〒361—8601 行田市本丸2—5「足袋のまち行田」活性化推進協議会事務局(商工観光課内)  
【FAX】553—5063  
【Eメール】kanko@city.gyoda.lg.jp
- ▶ **問い合わせ** 同協議会事務局(商工観光課内・内線375)

## 市内で起業される方を支援します

起業家の育成を通じた就業機会の確保や空き店舗などの有効活用を目的とした助成金を受け付けています。昨年度からは助成対象の建物に日本遺産構成資産(主に蔵)を加え、今年度からは本市の特産品を活用した起業に対して支援を拡充しています。

起業を検討されている方は、本制度をぜひご利用ください。また、空き店舗や空き蔵を所有されている方は、建物の活用についてもぜひご検討ください。

助成対象事業	助成対象経費	助成率	助成限度額
空き店舗等家賃助成事業	空き店舗などの月額賃借料(消費税、敷金、礼金などを除く)。助成期間は、事業開始月を含めた36カ月以内。	2分の1	1カ月当たり50,000円
空き店舗等改修助成事業	空き店舗など建物本体の当初の改修費(消費税を除く)。 ※改修費は市内業者による施工が対象	2分の1	○事務所、店舗：500,000円 ○日本遺産構成資産：5,000,000円
特産振興助成事業 ※売上見込みの50パーセント以上が特産品(行田市産農産物、フライ、ゼリーフライ、奈良漬、足袋、藍染め)活用商品であり、かつ、本市の魅力を発信する事業のこと。	空き店舗など建物本体の当初の改修費(消費税を除く)。 ※改修費は市内業者による施工が対象	3分の2	事務所、店舗：1,000,000円

- ▶ **その他** ・助成対象者は市内の空き店舗などを利用して、新たに事業を起す法人・個人です。なお、加盟小売店や既に事業を営んでいる方の事業拡張は、本制度の対象にはなりません。  
・年度途中で予算に達した場合は、受け付けを終了します。
- ▶ **申し込み・問い合わせ** 商工観光課商工振興担当(内線383)

## 体験・滞在型観光商品の開発などを支援します

行田市観光協会では、観光客の誘致や滞在時間の延伸、観光消費額の拡大を図るため、本市の地域資源の魅力に着目した観光商品の新規開発や改良などに取り組む方に対して支援をします。

観光を通じて賑わいはもちろんのこと、経済が活性化する仕組みを地域一体で構築していきましょう。

- ▶ **補助対象者**  
市内に活動拠点があり、かつ、現在行田市観光協会に加盟しているまたは今後加盟予定の法人、団体(法人格の有無は問いません)、個人事業主。
- ▶ **対象事業**  
(1)体験・滞在型観光商品の新規開発事業  
(2)既存の体験・滞在型観光商品の改良事業  
(3)その他 補助対象経費総額の50パーセント未満の範囲内で行う観光商品((1)(2)に限る)のプロモーション事業や観光客の受入環境整備事業  
※体験・滞在型観光商品とは例えば、食べ歩き体験、着物の着付け体験、煎餅焼き体験、足袋作り体験、工場や酒蔵の見学体験、茶道・華道体験などを商品化したものです。  
※観光客の受入環境整備事業とは、体験・滞在型観光商品の予約受付システム、無料公衆無線LAN、多言語音声ガイド機器やキャッシュレス端末の導入などが想定されます。
- ▶ **補助率**  
補助対象経費の3分の2(上限額50万円)  
※予算額に達した時点で募集を終了します。
- ▶ **申し込み・問い合わせ** 同協会(商工観光課内・内線375)

## 6月の行田軽トラ朝市の開催場所が変わります

6月の行田軽トラ朝市は、古代蓮の里に会場を移して実施します。美しく咲く蓮花の観賞をした後は、行田の新鮮な農産物をお土産にいかがでしょうか。

なお、7月は通常どおり産業文化会館南側芝生広場での開催となりますのでご注意ください。

- ▶ **日時** 6月16日(日)午前7時～正午
- ▶ **場所** 古代蓮の里駐車場
- ▶ **問い合わせ** 行田軽トラ朝市実行委員会事務局(行田市農政課内・内線388)



## 行田市商業振興対策委員会の委員を募集します

市では、商業の振興に寄与するため、行田市商業振興対策委員会を設置しています。この委員会は商業振興に関することについて、市長の諮問に応じて答申または建議するための機関です。

このたび、皆さんの意見を幅広く反映させるため、次のとおり委員会の委員を募集します。

- ▶ **応募資格** 市内在住・在勤・在学の満20歳以上で、平日昼間に開催する会議(年1回程度)に出席できる方。ただし、次の方は応募できません。  
(1)応募日現在、本市の他の審議会などの委員になっている方  
(2)市職員および市議会議員
- ▶ **募集人数** 2人
- ▶ **任期** 委嘱した日から2年
- ▶ **応募方法** 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、勤務場所(または学校名)、商業振興に関する考えなど(400字程度)を記載したもの(様式自由)を、6月28日(金)までに持参または郵送により提出してください。【持参・郵送】〒361—8601 行田市本丸2—5 行田市商工観光課商工振興担当
- ▶ **選考方法** 書類選考の上決定し、結果は応募者全員に通知します。
- ▶ **問い合わせ** 同課商工振興担当(内線383)

## 古代蓮の里 市民無料駐車券

### <使用上の注意>

- 1 駐車場を利用するときは、必ず本券を提出してください。
- 2 駐車の際は、係員の指示に従ってください。
- 3 駐車場内での自動車の事故・盗難などについては、一切責任を負いかねます。
- 4 本券を市外の方へ譲渡することを禁じます。
- 5 本券のコピーでの使用はできません。
- 6 営業車両での本券の使用はできません。

行田市都市計画課公園担当  
☎556—1111(内線5604)

切り取って係員に提出してください

## 古代蓮の里 市民無料駐車券

### <使用上の注意>

- 1 駐車場を利用するときは、必ず本券を提出してください。
- 2 駐車の際は、係員の指示に従ってください。
- 3 駐車場内での自動車の事故・盗難などについては、一切責任を負いかねます。
- 4 本券を市外の方へ譲渡することを禁じます。
- 5 本券のコピーでの使用はできません。
- 6 営業車両での本券の使用はできません。

行田市都市計画課公園担当  
☎556—1111(内線5604)

切り取って係員に提出してください

## 行田市都市計画審議会の委員を募集します

市では、土地の利用や建物の建て方のルール、道路や公園などのまちづくりに関する事項について市長からの諮問を受け、調査および審議を行う機関として、行田市都市計画審議会を設置し、都市計画の円滑な推進を図っています。

このたび、本審議会委員の任期満了に伴い、公募の市民から選任される委員を次のとおり募集します。

- ▶ **応募資格** 満18歳以上で、本市に住居登録して1年以上在住しており、平日昼間に開催する会議に出席できる方。ただし、次の方は応募できません。  
(1)応募日現在、本市の他の審議会などの委員になっている方  
(2)市職員および市議会議員
- ▶ **募集人数** 2人
- ▶ **任期** 8月11日(日)～令和3年8月10日(火)(予定)
- ▶ **審議会の開催回数** 市長の諮問に応じて開催
- ▶ **応募方法** 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、市の都市計画に関する考えなど(800字程度)を記載したもの(様式自由)を、6月21日(金)までに持参または郵送により提出してください。【持参・郵送】〒361—0052 行田市本丸2—20 行田市都市計画課
- ▶ **選考方法** 書類選考の上決定し、結果は応募者全員に通知します。
- ▶ **問い合わせ** 同課計画担当(内線5605)